

福岡県公報

令和6年10月4日
第 536 号

目次

告 示 (第631号・第632号)

- 自衛官の募集 (行財政支援課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 3

公安委員会

告 示

福岡県告示第631号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和6年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集種目
一般曹候補生
- 2 受付期間

令和6年10月1日(火)から令和6年11月28日(木)まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 第1次試験(学科試験・適性検査(We b))
令和6年12月8日(日)～令和6年12月12日(木)(予定)
- (2) 第2次試験(口述試験・身体検査)
令和7年1月9日(木)～令和7年1月11日(土)(予定)

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1(小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1(芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12(福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区名島3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(名島)

福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第632号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	高柳田川線	前	みやま市高田町海津1691番先から みやま市瀬高町太神217番2先まで	3.9 ～ 8.5	428.0
			前	みやま市高田町海津1691番先から みやま市瀬高町太神217番2先まで	7.5 ～ 15.0	420.0
			後	みやま市高田町海津1691番1先から みやま市瀬高町太神213番3先まで	3.9 ～ 17.1	431.0
			後	みやま市高田町海津1691番1先から みやま市瀬高町太神213番3先まで	7.5 ～ 15.0	420.0

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の7の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

富士開発株式会社

(2) 所在地

鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

(3) 代表者

代表取締役 猪木 直樹

2 行政処分の内容

産業廃棄物処理施設の改善命令

3 処分の年月日

令和6年9月12日

4 処分の理由

法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の維持管理が法第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準に適合していないことが、法第15条の2の7第1号の規定に該当するため。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和6年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道古賀公共下水道（令和6年9月5日古賀市告示第144号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
築上郡上毛町大字宇野798番1、798番3から798番10まで、801番1、802番1、803番1、804番1、804番3から804番8まで、823番1、824番1、828番、830番、831番1、831番3から831番12まで、832番1、832番3から832番9まで、835番1、835番6から835番9まで、842番1、842番2、842番4、842番19及び842番23から842番34まで並びに大字垂水1328番2及び1328番9並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部及び道路である県有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大分県宇佐市大字上元重254-13
Kit-Corporation株式会社
代表取締役 金苗 弘年

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市神在字立毛51番1から51番64まで及び多久字三丁分1368番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市御笠川四丁目4番16号

株式会社東部興産

代表取締役 白石 武士

公安委員会

福岡県公安委員会告示第233号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和6年10月4日

福岡県公安委員会

- 審査の種類
技能検定員審査
- 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 審査の方法
規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。
- 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和6年11月5日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和6年11月6日（水曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和6年11月11日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		糟屋郡志免町王子一丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森	普通免許

令和6年11月12日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	北九州市八幡西区御開三丁目38番1号 八幡自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和6年11月13日（水曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	普通第二種、大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和6年10月22日（火曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和6年10月22日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
電話番号 092-566-2892